

# 諸外国の状況

世間を騒がせた「海賊版サイトブロッキング」の現状報告と法的整理等

株式会社ITリサーチ・アート 代表取締役  
弁護士 高橋郁夫

# はじめに

- 株式会社ITリサーチ・アートの業績
  - [http://www.itresearchart.biz/?page\\_id=15](http://www.itresearchart.biz/?page_id=15)
- 総務省「諸外国におけるインターネット上の権利侵害情報対策に関する調査研究の請負」(平成27年度)
- 総務省「情報セキュリティ対策等の課題への対応のための電気通信サービスの通信の秘密に係る諸外国の法制度等規制の在り方に関する調査研究の請負」(平成26年2月)
  - 「権利侵害調査」
    - インターネット上での権利侵害情報の流通・閲覧が社会問題化している。例えば、プライバシー侵害・名誉毀損情報といった、個人の人格権を侵害する情報の拡散により、個人に回復困難な損害を生じるといった事象が起きているほか、**権利侵害情報によって経済的不利益を被る事象も発生している。**

# ブロッキングについての国際比較調査

- 株式会社三菱総合研究所「諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策調査」が存在している
  - [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28\\_02/pdf/shiryu\\_2.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h28_02/pdf/shiryu_2.pdf)
  - 公表されているのは、概要のみらしい
  - 2016年12月の段階
  - ただし、2016年だと「欧米及びアジアにおけるインターネット上の著作権侵害（海賊版）対策に係る調査及びハンドブック作成業務」（比較法情報センター）があるらしい？

# 世間を騒がせた「海賊版サイトブロッキング」

- 総務省「諸外国におけるインターネット上の権利侵害情報対策に関する調査研究の請負」(平成27年度)の報告書をまとめると、比較法的な研究に対する調査報告を(2016年2月の段階ではあるものの)詳細に公表することができる
- 調査対象国と責任者
  - EU・英国・イタリア・アメリカ・カナダ・台湾(高橋郁夫／Abott弁護士／Mele弁護士／台湾科学技術法機構)
  - フランス(曾我部真裕教授)
  - ドイツ(笠原毅彦教授)
  - 韓国(原田學植弁護士)
  - オーストラリア・ニュージーランド(有本真由弁護士)

# 本日のスライドの構成

- 本日のスライドは、株式会社ITリサーチ・アートのホームページ(7月3日付けのブログ)よりダウンロード可能です  
(<http://itlaw.komazawalegal.org/?p=256>)
- 各国比較枠組について
- EU法
- 英国法
- フランス法
- ドイツ法
- アメリカ法
- その他は、省略

# 各国比較枠組について

個別的法的対応	司法的	権利者がプロバイダに対してブロッキング命令を取得する
	刑事的	法執行当局が、裁判所の差押命令等によって、ブロッキング/ドメイン差押などの手法をとる
	行政的対応	行政当局が、プロバイダ等に命令を出す
抽象的法対応	裁判所等の命令なしでのブロッキング等の対応の可否	
啓発活動		
著作権団体との協力		
資金源対応		

# EU法について（情報社会サービスの概念）

- プロバイダーの位置づけについて
- 電子商取引指令2000/31/EC
  - 域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に  
関する欧州議会及び理事会指令2000/31/EC
- 「情報社会サービス」
  - 遠隔地において、対価を得て、電気設備の手段を用いて、受信者の個々の要求に  
応じてデータの処理（圧縮を含む）及び保存を行うサービス」（定義は、98/48/EC  
指令1条2項(a)）
  - もともとは、広汎な意味
    - オンライン販売サイト、マーケットプレイス、電気通信ネットワークにおける通信の提供者、  
通信ネットワークについてのアクセス提供者、情報のホスティング、ビデオ・オンデマンド  
サービスなど
  - 媒介サービスプロバイダ
    - 単なる導管（伝送路－conduit）（12条）
    - 一時保存（キャッシング）（13条）
    - ホスティング（14条）

# プロバイダの責任とその制限

- 責任についての一般的な考え方
  - 英国ではあるが、(名誉毀損の法理において)「公表(publication)」というのは、特別の意味がある。
  - Godfrey v Demon Internet Limited事件[2001] QB 201において、削除要請後の掲示板の運営者を「公表者」とした。
  - 傍論としては「単なる媒介のみを担う媒介者についても「公表」が認められる」
- 上記の規定とEUの位置づけ
  - 導管プロバイダー
    - 次の各項に掲げる条件を満たす限り、サービスプロバイダーは、伝送された情報に対して責任を有しないということを保証しなければならない。
  - ホスティングプロバイダー
    - 「プロバイダーが、そのようなことを知り、かつ、気付いたときに、その情報を除去するか又はそれへのアクセスを不可能にするために、迅速に行動すること。」が、免責の条件



# EU域内における知的財産権の保護

- 著作権指令(または情報社会指令)(2001/29/EC)第8条3項
  - 「構成国は、権利者が、著作権若しくは関連する権利を侵害するために第三者によって利用されている媒介者に対しても差止命令を申し立てる立場にあるようにしなければならない」
- 知的財産権行使指令(Directive 2004/48/EC on the enforcement of intellectual property rights)
  - 証拠保全手続、侵害配布ネットワークや侵害品の出所に関する情報開示の定め、そのための中間的差止命令の定め、審理後の救済手段など
  - ISPに対する命令も可能
    - 同指令11条「(略)構成国は、権利者が、第三者によって利用されている媒介者に対しても著作権(2001/29/EC)指令第8条(3)に反しない限り、差止命令を申し立てる立場にあるようにしなければならない」

# 侵害者の特定と個人データ保護法

- 権利者が、IPアドレスから本人を識別する個人データ(例えば、身元や住所など)を権利者に対して開示することができるのか
- Case C-275/06、Productores de Música de España (Promusicae) v Telefónica de España SAU [2008] ECR I-00271
  - 申立人は、音楽及びオーディオ・ビジュアルの制作者・発表者からなるNPO / ISPである相手方に対して、KaZaA を利用して違法に著作物をシェアしていたことが分かっているIPアドレスから身元・物理的住所を明らかにするように裁判所は、命じることができる
  - 電子通信指令15条(1)は、データ保護指令の13条(1)の規定を例外として挙げるものとしており、同条項は、権利及び自由の保護のための例外を許容するものである。したがって、民事手続のための開示の可能性を除外するものではない

# インターネット媒介者に対する差止命令

- Google v LVMH事件 (2010)
- L'Oreal v eBay事件 (2011)
- Scarlet Extended SA v Société belge des auteurs、compositeurs et éditeurs SCRL (SABAM) 事件 (2011)
  - Scarletは、顧客にインターネットへのアクセスを提供するISP(ダウンロードやファイルシェアリングなどは、提供していない) / SABAM は、音楽著作物の著作者、作曲家、編集者を代表し、第三者に対する許諾をなす管理会社
  - SABAMの提案する技術的解決策については、判決文からは具体的に不明
  - 差止命令は、ISPに対して一般的にモニタリングを義務付けるものであってはならないことを述べた(パラ38)。そして、その観点から、ベルギーの判決は、全ての利用者に対して、著作権の侵害に対して将来においても、防止するように積極的なモニタリングを義務付けるものであって、著作権行使指令第3条に違反する。

## SABAM事件(続)

- 差止命令として許容しうるものとして、①ピア・ツー・ピアに関するトラフィックのみを識別するものであること、②著作権者が侵害されたと主張するファイルを識別すること、③それらのファイルのうち、違法にシェアされたものを決定しうるもの、④違法と考慮されたファイルシェアリングをブロックすることの全ての要件を満たさなければならない。したがって、これを満たしていないベルギーの裁判所の命令は、著作権指令15条(1)に違反する。
- 他の基本権とのバランスも考慮されなくてはならないし、ISPなどの運営者の事業を営む自由とのバランスも考慮されなくてはならない。著作権指令との関係のみではなく、ISPの利用者である個人の個人データ保護、情報を受領する自由とのバランスを侵害するものである。
- その結果、EU裁判所は、上述の差止手法を採用することは排除されるべきであるとしたのである。

## UPC Telekabel事件(2014)

- UPC Telekabel Wien GmbH v Constantin Film Verleih GmbH and Wega Filmproduktionsgesellschaft mbH ( March 27, 2014, C-314/12)
- Constantin Film and Wegaは、映画会社
- UPC Telekabel (ISP)
- 2011年5月13日
  - 顧客が、問題のウェブサイトに対して、顧客の同意なしに、映画会社の著作権を有している映画に対してアクセスしないようにアクセスをブロックするようという命令をウィーン商事法廷から取得
  - ブロッキング命令は、サイトのドメイン名、現在のIPアドレス／UPC Telekabelが認識するサイトのIPアドレス
- 2011年6月、問題のウェブサイトは、ドイツの警察の活動により活動を停止
- 同年10月27日、ウィーン高等地域裁判所
  - 控訴審として一部、変更し、UPC Telekabelは、利用する手法については自由に決定することができる
- オーストリア最高裁に上訴
- オーストリア最高裁は、以下の論点について、欧州司法裁判所の判断を求めた。

# UPC Telekabel事件(2014) 裁判所の判断

- UPC Telekabelは、媒介者であり、媒介者に対して著作権者は、差止を求めうるということになる。
- 差止命令の条件や手続
  - 各国法の問題
  - 欧州の基本権が問題となり、よりよいバランスがとられるようにならなければならない
  - 各国の裁判所や当局は、基本権やその他のEUの法原則(例えば、比例原則など)と矛盾するような解釈に依拠しないようにしなければならない。
- バランス
  - 欧州基本憲章17条(2)によって守られる著作権および関連する権利
  - 憲章16条によって享受する営業の自由
  - 憲章11条によって保証されるインターネット利用者の情報の自由
- 差止の手段については、プロバイダについて、特定の手段を採用するのに、裁量の余地があること、合理的なすべての手段を取った場合に行政罰を免れることができる必要がある。

# 著作権指令案(2018)

- 著作権指令改正案が、6月20日に欧州議会・法務委員会において可決
- 改正案13条「ユーザによるアップロードされる大量の作品等を保存し、アクセスをなす情報社会サービスプロバイダーによる保護されたコンテンツの利用」
  - 検閲マシン条項と揶揄される
  - (1項)大量の作品や利用者がアップロードしたその他の作品－保存して提供する情報社会サービス提供者
    - 権利者と協力して、権利者と作品の使用について締結した契約の機能を確保するための措置を講じる／またはサービス提供者と協力して権利所有者によって特定された業務またはその他の主題に関するサービスの利用可能性を防止する(shall)。
  - (2項)苦情および救済メカニズムの設置
  - (3項)コンテンツ認識技術などのベストプラクティスを定義するための協力促進

# 改正指令13条の趣旨(追加)

- 前文(37)ないし(39)
- 特に(39)
  - ユーザと権利者によってアップロードされた大量の著作権保護された作品やその他の対象物に対して、一般にアクセスしてアクセスを提供し、提供する情報社会サービスプロバイダと、権利者が、協力することは、コンテンツ認識技術などの技術が、機能を果たすことにとって不可欠である。
  - そのような場合、権利者は、サービスがコンテンツを識別できるようにするために必要なデータを提供し、権利者が、適切な評価をすることを可能にするために実際に利用されたテクノロジーに関する透明性を有する必要がある。
  - このサービスは、特に権利者に、使用される技術の種類、操作方法、および権利者のコンテンツ認識成功率に関する情報を提供する必要がある。これらの技術は、権利者が情報社会サービスプロバイダから、コンテンツの使用についての情報を入手することも契約によって認められるべきである。



# イギリス法(-2016年まで)の動向

- ネットワーク中立性の概念
  - Ofcom's approach to net neutralityが公表(2011)
  - ISP
    - Open Internet Codeを締結し(2014)
  - イギリス庶民院は、「Regulating the web: The open internet and net neutrality」を公表している(2015)

# イギリスにおけるプロバイダの種類

- 2002年電子商取引(EC指令)規則(The Electronic Commerce (EC Directive) Regulations 2002)
- 「単なる導管(conduit)」(規則17条)、「キャッシング」(規則18条)及び「ホスティング」(規則19条)
  - 単なる導管(conduit)及びホスティングについては、電子商取引指令と文言も同一
  - キャッシングプロバイダの定義
    - 「裁判所若しくは、規制当局が、削除若しくは遮断を命じたという事実を実際に知った場合に、その情報へのアクセスを削除若しくは遮断するように、迅速に(expeditiously)、行動する」ことが定義したいに含まれている。

# 一連のNewsbin事件

- ① Twentieth Century Fox Film Corporation and others v Newzbin Ltd [2010] EWHC 608 (Ch)
- ② Twentieth Century Fox Film Corp & Ors v British Telecommunications Plc [2011] EWHC 1981 (Ch) (28 July 2011)
- ③ Twentieth Century Fox Film Corp & Ors v British Telecommunications Plc [2011] EWHC 2714 (Ch) (26 October 2011)

## Newsbin 1 (Twentieth Century Fox Film Corporation and others v Newzbin Ltd [2010] EWHC 608 (Ch))

- 映画会社とNewzbinを保有し、運営する会社との間の訴訟
- Newzbin
  - ユーズネットのメッセージを検索し、ヘッダー情報を「素“RAW”」「凝縮“Condensed”」「ニューズビン“Newzbin”」の3つのインデックスに処理
  - Newzbinは、XML言語をベースにした情報ファイルであるNZBファイルにより、あちこちに散らばっているユーズネットへの投稿の断片の自動収集を可能
  - 裁判所は、同サイトのレポートの内容については、ほとんどが、著作権侵害へのインデックスであると認定
- 裁判所は、1988年著作権・意匠・特許法97条A(サービスプロバイダに対する差止命令)に基づいて差止を認める

## Newsbin 1 (Twentieth Century Fox Film Corporation and others v Newzbin Ltd [2010] EWHC 608 (Ch)) 続

- 法97条A(サービスプロバイダに対する差止命令)
  - (1) 高等裁判所(スコットランドにおいては民事控訴院)は、サービスプロバイダが、実際に著作権侵害を利用しているのを現実に悪意である(actual knowledge)場合に、差止命令を下す権限を有する
  - (2) サービスプロバイダが、本条の目的に関し、現実に悪意であるかどうかは、裁判所は、関連する全ての事実を考慮すべきであり、特に、
    - (a) 2002年電子商取引指令規則6条(1)(c)に定める連絡手法によりなされた通知を受領しているかどうか
    - (b) 通知を送付したものの氏名及び住所を含んでいたか、どうか
- 具体的に特定されている著作権に限っての差止命令を命じた
  - 裁判所は、権利者にもとづくもののみが認められると解されること
  - Newzbin社が、全ての著作権侵害について現実に悪意であることは考えられない

Newsbin2 (Twentieth Century Fox Film Corp & Ors v British Telecommunications Plc [2011] EWHC 1981 (Ch) (28 July 2011))

- 申立人(スタジオ)

- 有名な6つの制作／映画会社(20世紀フォックス、ユニバーサル、ワーナー、パラマウント、ディズニー、コロムビア)

- 相手方(BT)

- 1998年著作権法97条Aに基づいて、差止命令を求めた事件
- ①事件において、Newzbin1サイトは、運営を停止したが、同じURLで、新たなNewzbin2サイトが、運営を開始し、その運営者が不明であったため(オフショアと思われる)
- 申立人らとしては、BTに対して差止めを求めた

# Newsbin2 (Twentieth Century Fox Film Corp & Ors v British Telecommunications Plc [2011] EWHC 1981 (Ch) (28 July 2011)) 続

- 判決の議論(法的な議論のみを抽出)
- 取り巻く法など
  - 1998年人権法(The Human Rights Act)／欧州人権条約の規定(76-78)、電子商取引指令(79-82)、2002年同規則(83)、情報社会指令(84-85)、2003年著作権規則(86)、著作権行使指令(87-90)、同規則(91)などの紹介
- 論点
  - EU指令の解釈・他の判決例
  - 管轄権に関する論点
  - 具体的には、BTが侵害に利用されていないこと
  - 実際に知らないこと
  - 電子商取引指令第12条(1)違背、
  - 同指令第15条(1)違背
  - 欧州人権条約第10条違背などについての議論
- BTの主張(裁判所は、採用しない)
  - 仮に命令がなされたとしても、申立人らは、全てのNewzbin2ウェブサイトに対して利害を有しているわけではないこと、多数の要求が爆発してしまうこと、効能の観点から妥当ではないこと、比例原則に反することを理由として、現実的ではないという
- 映画会社の主張する命令を認めた。

Newsbin3 ( Twentieth Century Fox Film Corp & Ors v British Telecommunications Plc [2011] EWHC 2714 (Ch) (26 October 2011))

- 判決②事件の差止命令の表現についての判断
  - 上記判決②の事実関係を前提
  - 状況が変更したこと、BTの利用者が裁判に参加した
- 「Newsbin2のウェブサイトアクセスすることを提供することを唯一の若しくは、主たる目的とするIP アドレス」
  - クリーンフィード技術の表現
  - なお、Newsbin2 の主文「疑いを回避するために、もし、相手方が、クリーンフィードとして知られる技術を採用する場合には、詳細な分析を利用するDPIブロッキングを採用する必要はなく上記1(i) and(ii)に適合するものである」
- その他の論点
  - 他のISPに対する請求との関係(13-15)、一時的遮断(16-18)、(コスト算定に関する)ノーウィチ・ファーマカルとの類似性(19-31)、命令実行の費用(32-)、BTの損害担保(34-)、申立のコスト(53-)



## 判例法理としてのNewsbin3

- 確立した判例法理

- Dramatico Entertainment Ltd v British Sky Broadcasting Ltd [2012] EWHC 268 (Ch)、[2012] 3 CMLR 14 (“Dramatico v Sky”) (プライベートベイに関する通信についての差止命令)
- Dramatico Entertainment Ltd v British Sky Broadcasting Ltd (No 2) [2012] EWHC 1152 (Ch)、[2012] 3 CMLR 15 (“Dramatico v Sky (No 2)”)
- EMI Records Ltd v British Sky Broadcasting Ltd [2013] EWHC 379 (Ch)、[2013] ECDR 8 (“EMI v Sky”)
- Football Association Premier League Ltd v British Sky Broadcasting Ltd [2013] EWHC 2058 (Ch)、[2013] ECDR 14 (“FAPL v Sky”)
- Paramount Home Entertainment International Ltd v British Sky Broadcasting Ltd [2013] EWHC 3479 (Ch)、[2014] ECDR 7 (“Paramount v Sky”)
- Paramount Home Entertainment International Ltd v British Sky Broadcasting Ltd [2014] EWHC 937 (Ch) (“Paramount v Sky 2”)

- 商標の事件にかかるブロッキングの法理が利用

- カルティエ事件 (Cartier, Montblanc and Richemont v B Sky B, BT, TalkTalk, EE and Virgin (Open Rights Group intervening)) [2014] EWHC 3354 (Ch))

# 法的ブロックの運用実体

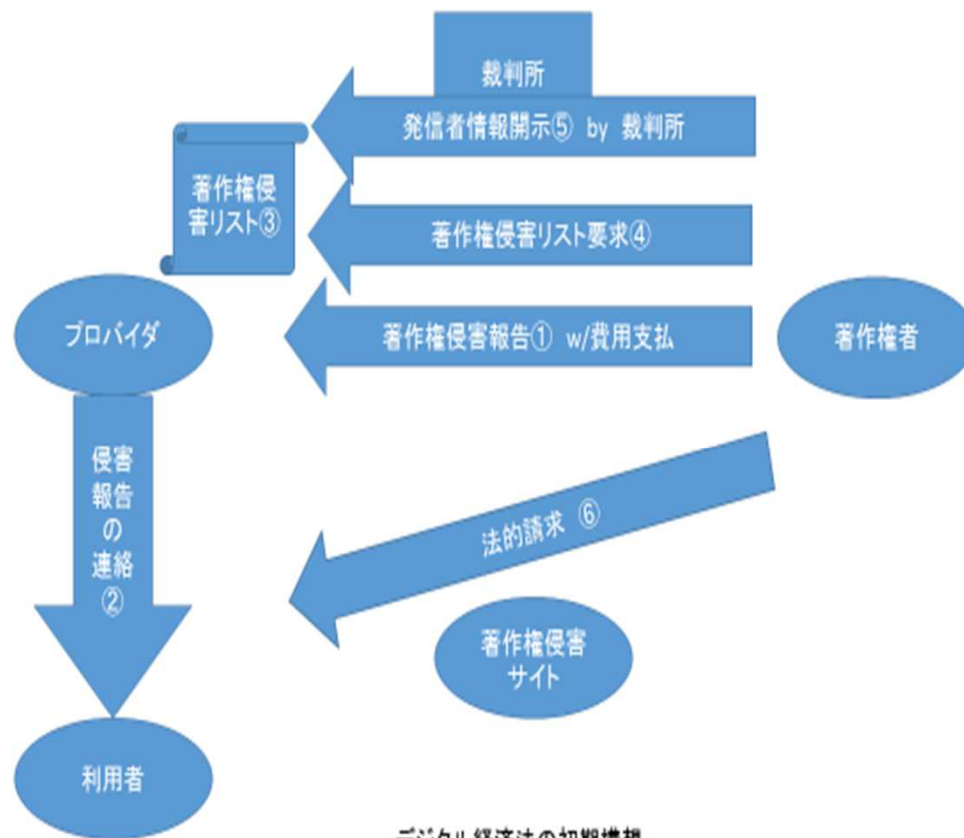
- 2014年 93
- 2015年 85
- 2016年 26
- 2017年 10 および2ストリーミング

# 産業界の自主規制/共同規制について

- 2010年4月デジタル経済法 (Digital Economy Act 2010)
  - イギリスの通信基盤の整備推進、放送制度の改変、ネット上での著作権保護、ビデオゲームに係る安全対策など
- 制定法の第3条から第18条は、「オンラインによる著作権侵害」の規定
- 著作権者
  - インターネットサービスプロバイダ (ISP) に対して著作権侵害報告を送付する (3条)
  - ISPは著作権者に対して著作権侵害リストを提供する義務 (4条)
  - 対応規範 ((初期義務規範 – Initial Obligation Code) – 侵害報告の要件規定、利用者リストの通知、判断方法などの詳細 – 同7条) は、自主的に定められ、OFCOMが認証 (5条、6条)
  - インターネットアクセスの制限 (9条、その義務 – 10条、対応規範 – 11条、12条)
  - 差止命令の権限 (17条)
  - 不服申立 (13条)

# DEAの構想

- 初期義務違反のドラフト
  - 利用者に対する告知
  - 著作権侵害リストの作成
- 施行の見通しが無い
- DEA2017が制定
  - 104条でフィルタリング(ペアレンタル/アダルト)が定められている



# 費用負担についての定め

- デジタル経済法の議論
- Ofcom諮問書
  - 「2012年オンライン著作権侵害、オンライン著作権侵害(初期義務)(コスト分担)命令ー(Online Infringement of Copyright: Implementation of the Online Infringement of Copyright (Initial Obligations) (Sharing of Costs) Order 2012)」
  - 適用ISPが、義務を遂行するのに関して発生する効率的・合理的に発生するコストの75パーセントは、著作権者が負担すべき等の諮問。
- Cartier International AG and others (Respondents)v British Telecommunications Plc and another (Appellants)

# カルティエ事件 その1

- 控訴人 (British Telecommunications Plc and another)
  - 英国におけるISPであって、控訴しなかった3社をあわせると5社で、90%の市場占有率。
- 被控訴人 (Cartier International AG and others)
  - リシュモングループに属するスイス／ドイツの会社である。宝石・時計・万年筆などを販売している。本訴訟において、46000のサイトで、ニセブランドの物が販売されているのを特定している。
- 2014年10月17日、11月26日に、被控訴人らは、ISPに対して「標的サイト」をブロックする／ブロックを試みる差止命令を得た。この事件は、商標に対してブロッキングが利用された初めての事案となる

# カルティエ事件 その2

- ISPとしては、コストの (iii)以下については、権利者が負担すべきではないかという問題である。
  - (i) 標的サイトをブロックするためのハードウェア／ソフトウェアの取得およびアップグレードのコスト
  - (ii) カスタマサービス、ネットワークシステムマネジメントを含むブロッキングシステムの管理コスト
  - (iii) ISPのブロッキングシステムに命令を最初に適用して、実際に環境を構築して、処理をなす限界コスト
  - (iv) 権利保持者からの通知に応じて、ブロッキング命令が有効な期間中においてアップデータするコスト、これは、ブロックされたインターネット場所から、ウェブサイトが移転するのに対応して構築するのを含む
  - (v) ISPに過誤がないのにも関わらず、誤ってブロッキングした場合のコストおよび責任—例えば、権利者からの通知のミスや悪意ある攻撃によって生じた過剰ブロック
- Newsbin1以降、これらのコストについては、権利者側が負担しており、この実務が健全かということが争われた。

# カルティエ事件 その3

- 裁判所
- 権利者側がコストを負担すべきとした
  - Norwich Pharmacal事案において、申立人が費用を負担していること、不正行為を追跡するために銀行が、情報開示のための命令を受ける場合に銀行が費用を負担していること
  - 差止命令は、エクイティから生じるものであること
  - もっとも、EU法において、プロバイダの特権が認められる代わりにコストは負担すべきとの考えもありうるが、コスト負担の問題は英国法の問題であるとした。



# クリエイティブ・コンテンツUK (Creative Content UK)

- クリエイティブ・コンテンツUK
  - 利用者の教育に努めるという方向性が重要であるとされた
  - 2014年7月開始 2015年に自主的著作権侵害警告
  - 2016年以降は、活動は目立っていない

# Follow The Money (「お金を追え」) イニシアチブとPIPCU

- Follow The Money イニシアチブというのは、剽窃サイトを、その資金源を絶つことによって間接的に縮小させようという活動
- 警察知的財産犯罪ユニット (PIPCU-Police Intellectual Property Crime Unit)
  - 著作物に対して無権限でアクセスすることを提供するウェブサイトを壊滅 (disrupt) させ、防止する (prevent) 活動
  - 内容の認証技術の提供者であるProject Sunblockと協力
  - 侵害サイトにおける適法なブランドの広告を警察のバナーが、広汎に置き換えている

# フランス法の動向(-2016年)

- プロバイダの概念
- 「デジタル経済における信頼のための2004年6月21日法律2004-575号」(LCENと呼ばれる)
  - EC電子商取引指令(2000年6月8日指令第31号)/電気通信部門における私生活の保護に関する指令(2002年1月17日指令第58号)の一部を国内法化
- LCEN6条
  - ①アクセス・プロバイダ (fournisseurs d'accès)、②ホスティング・プロバイダ (fournisseurs d'hébergement)、③発信者 (éditeur)
- 同法9条
  - 電子通信事業者 (opérateur de communications électroniques)

# 違法コンテンツの監視義務および削除義務

- LCEN6 I 7条1項
  - ホスティング・プロバイダにも一般的な監視義務はない
- 具体的な通知
  - 所定の事項をプロバイダに通知すれば認識の存在が推定されるとする規定がある(同法6 I 2条5項)
- 責任制限規定
  - 民事責任(法第6 I 2条2項)
    - それらの違法な性質若しくは当該性質を明らかにする事実又は状況について現実に認識していなかった場合、又はその認識を有した時から迅速に当該データを削除し、若しくは当該データへのアクセスを不能にした場合
  - 刑事責任(同条3項)
    - 現実に認識していなければ責任を問われることはない
- 削除の権限と責任

# 著作権侵害サイトに対する裁判によるブロッキング

- 違法コンテンツの削除義務 (LCEN6 I 8条)
  - 司法裁判所は、仮処分命令により、ホスティング・プロバイダ及び補完的にアクセス・プロバイダに対し、オンライン公衆通信サービスのコンテンツによって生じる損害を防止するため、又は生じた損害を中止させるためのあらゆる措置を命じることができる
  - 「補完的に」
    - アクセス・プロバイダがこの命令を受けるのは、外国事業者であるなどの理由でホスティング・プロバイダに対して削除命令ができない場合に限られる。
    - 実際には削除に限られず、実務上は、アクセス・プロバイダにこの手続が用いられる場合、複数の事業者を相手方として、該当コンテンツのブロッキングを求める申立てを行う。ただし、このようなアクセス・プロバイダに対する申立ての事例はごくわずかである。
  - 「あらゆる措置」
    - 発信者情報の開示命令もこの規定により行うことができる

# HADOPI法

- HADOPI1法

- 「インターネットにおける創作物の頒布及び保護を促進するための2009年6月12日法律第2009-669号」
- インターネット接続停止措置など重要な点について違憲判決(2009年6月10日判決)

- HADOPI2法

- 「インターネットにおける文学的及び美術的所有権の刑事上の保護に関する2009年10月28日法律第2009-1311号」

- HADOPI(インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関)の組織

- 任務

- ①適法コンテンツの提供を促進すること、②市民にその権利と義務を想起させることによって著作権を保護すること、③インターネット利用者にインターネットの責任ある利用を啓発すること

- 組織

- 評議会 (collège)
- 権利保護委員会 (commission de protection des droits)

# 段階的対応 (réponse graduée)

- 知的所有権法典L336-3条
  - インターネット利用者は、自身が契約する回線を著作物の違法利用を目的として使用せず、また、他人に使用されないようにする注意義務を負っている。
- 知的財産法典L331-24条以下
  - 段階的対応の具体的な手続
  - 第1段階
    - プロバイダ経由で警告の電子メールを送信
  - 第2段階
    - 第1段階の警告から6か月以内に再度違反
    - 同様のメールを再度送信/書留郵便等でも同様の警告
  - 第3段階
    - インターネット接続停止(ただし、廃止された)
    - 刑事訴追の可能性のある旨の通知>刑事処分

# 段階的対応の実際

- 2015年5月末までの集計
  - 権利者団体等からの申立: 3711万4274件
  - 第1段階の警告: 461万9462件
  - 第2段階の警告: 45万8067件
  - 権利保護委員会による審議対象: 2117件
  - 検察官への移送: 313件
  - 裁判所の判決(上院委員会の知り得たもののみ): 49件



# 適法コンテンツの提供促進と啓発

- 2013年、「HADOPI公認適法提供 (Offre légale Hadopi)」ラベル制度を  
発足させ、ポータルサイトも一新
  - 従来、PURラベル制度(ただし、知名度あがらず)
- 啓発
  - ワークショップ等をおこなう

# ドイツ法の動向(ー2015)

- プロバイダの種類

- マルチメディア法第1章「テレサービスの利用に関する法律(以下、「テレサービス法」)

- 3条

- 「サービスプロバイダ(Dienseanbieterー直訳すると「役務提供者」)とは、自然人若しくは法人又は人的団体であって、利用に向けられた自己若しくは他人のテレサービスを実施し、又は利用へ向けられた接続を媒介するものを意味する。」

# プロバイダの種類と責任

- 8条(情報の伝導器(Durchleitung von Informationen – 情報伝達) / アクセスプロバイダ)
  - そのプロバイダが伝達する、もしくは、アクセスを提供する第三者の情報に対して責任を有しない
- 9条(情報伝達の高速化のための一時的な保存者(Zwischenspeicherung zur beschleunigten Übermittlung von Informationen) / キャッシュプロバイダ)
  - 8条と同様
- 10条(情報保存者(Speicherung von Informationen) / コンテンツプロバイダ)
  - プロバイダがその違法性を認識していた場合、又は、判例により確立された原則であるいわゆる調査義務(Prüfpflicht)に基づいて、その違法性を認識しなかったと判断された場合に責任を負う。認識がなかった場合で、認識後、遅滞なくコンテンツの除去を行った場合は責任を負わない(テレメディア法10条2項)

# GEMA事件(2015年11月26日 連邦裁判所) その1

## • 事実関係

- GEMA
  - 音楽の録音・複製を業として行う会社
  - 原告は、作曲家、作詞家、音楽出版社のために、音楽作品の著作権法上の使用権を管理している。
- ドイツ大手の通信会社(IZR 3/14事件)
  - アクセスプロバイダ
  - 被告は顧客に対して「3dfl.am」のウェブサイトへの接続を提供

## • 二つの原審

- ハンブルク上級地方裁判所(2013/11/21)
  - 妨害者責任(Störerhaftung)のアクセスプロバイダへの拡張を否定
    - 行為に加担した場合は責任を負う／損害を受けた者は裁判所の命令による救済と違法情報の除去を申立てることができる／「妨害者責任」は損害賠償の法的根拠とはならない
- なお、欧州司法裁判所におけるTelekabel事件(2014/3/27)
- ケルン上級地方裁判所(2014/7/18)
  - 著作権指令第8条3項を、妨害者責任(Störerhaftung)の解釈においても考慮されなければならない
  - 妨害者責任は、アクセスプロバダにも拡張される。

# GEMA事件(2015年11月26日 連邦裁判所) その2

- インターネット接続を提供する通信会社
  - 違法に全ての人取得できるようにするインターネットサイトへのアクセスを妨げること、権利者から「妨害者(Störer)」として請求されうる立場
  - 求められる調査義務に反する限りで、妨害者として、(著作権や著作物の使用権のような)絶対権(absolutes Recht)が侵害された場合は一侵害者又はこれと同視しうる者でない場合で、いかなる方法でも、保護された権利物の侵害に、認識及び相当因果関係(adäquat-kausal)のある寄与をなした者は、これを差し止める義務
  - インターネットへの接続媒介者に排除命令を課すことができる余地がなければならぬ
- 通信会社の相当因果関係のある寄与行為が認められる。

# GEMA事件(2015年11月26日 連邦裁判所) その3

- 必要となる期待可能性の衡量
  - EU法(unionsrechtlich)及び国内の基本法の下
  - 著作権者の財産権の保護(Eigentumsschutz der Urheberrechtsinhaber)、通信会社の営業の自由、並びにインターネット利用者の「情報の自由」ないし「情報の自己決定権」を、考慮
  - 遮断は、インターネットサイトに法律違反の内容が既に掲載されている場合に、それだけで期待できるわけではなく、全体としてみて合法で、違法な内容が重要でない場合もある。
- 回避可能性の問題
  - 違法な内容へのアクセスを避け、あるいは少なくとも困難にする限りで、遮断命令(Sperranordnung)に問題を生じさせるわけではない。

# GEMA事件（2015年11月26日 連邦裁判所） その4

- 妨害者責任

- 比例原則の観点から、

- 権利者が相手方—自ら違法行為を行った場合のそのインターネットサイト運営者、—あるいは、そのサービスを行うことによって、侵害行為に寄与したホストプロバイダーに対して、まず一定の努力をしている場合のみ考慮される。
    - このような当事者の請求が功を奏しなかった、あるいは、功を奏する見込みが全くない場合に、そしてそれ故に、他の手段では権利保護にかけてしまう結果となる場合

- アクセスプロバイダへの妨害者責任の請求が認められる。

# GEMA事件（2015年11月26日 連邦裁判所） その5

- 権利者の調査義務
  - 権利者は合理的な範囲内で調査をすべきである
  - 例えば、興信所への委託、インターネット上で違法な申し出を調査する企業への委託、あるいは、国家の調査機関の介入の要請等である。
  - 結局、両事件ともこの要件を欠いていると判断した。



# 監督機関とISP

- 監督機関がアクセスプロバイダに対してウェブサイトへのアクセスの遮断を命じる場合
  - 放送州際条約（RstV）第59条4項
  - 監督機関はアクセスプロバイダに対して、国家社会主義の性質故に禁じられている商品を提供していたウェブサイトの遮断を命じた
  - デュッセルドルフ行政裁判所並びにケルン行政裁判所
    - 監督機関(authority)がISPに対して発した、違法賭博を提供していたウェブサイトの遮断命令を違法と判断

# 米国(ー2015)

- 通信品位法230条(c)
- 「問題のある情報を制限・排除する良きサマリア人の保護
- (1) 公表者としての取扱い
  - インタラクティブ・コンピュータ・サービスのいかなるプロバイダ又はユーザーも、他のコンテンツ提供者によって提供された情報について、パブリッシャーとして取り扱われてはならない
- (2) 民事責任
  - いかなるプロバイダも以下のことを理由として責任を負わされてはならない
    - (A) 下品、わいせつ、煽情的、卑猥、過剰に暴力的、嫌がらせその他問題があるとプロバイダが考える情報(略)に対するアクセス又は堂外情報の利用を制限するために善意でとられた行動
    - (B) 前段落所定の情報に対するアクセスを制限する技術的手段を実現するためにとられた行動(略)」

# デジタルミレニアム著作権法

- ①単なる導管としての接続プロバイダ(512条(a))
- ②一時的な「システム・キャッシング」を提供するプロバイダ(512条(b))
- ③ユーザーの指示に従って侵害コンテンツを保存するプロバイダ(512条(c))
- ④侵害コンテンツにリンクしているプロバイダ(512条(d))
- 一定のノーティス・テイクダウン手続に則っている限り、プロバイダについては、免責の手続

# サイトブロッキングについて

- 事前抑制に当たるとして禁止
- 例外
  - 米国のISPは、特定の組織(米国の経済制裁に従わない国(キューバ、北朝鮮、イラン等)との通商を制限)とのビジネスが禁止されており、その結果、米国財務省の維持するブラックリストへのDNSリクエストをブロックしなければならない

# ドメイン差押え その1

- ドメインを差し押さえる(正確には「没収」する)という手法
- 2008年知的財産権に対するリソース及び組織優先法(プロIP法、Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2008)
  - 米国移民関税執行部(Immigration and Customs and Enforcement(ICE))が積極的にこの手法を採用
  - 18 U.S. Code § 981は、民事没収(Civil forfeiture)を定めており、この手続によって合衆国の法執行機関がドメイン名を差し押える
  - この規定は、刑事訴訟法における搜索令状の取得手続が元になっている(合衆国法典18巻981条(民事没収)(b))。
  - 具体的には、連邦捜査官が、治安判事に対して宣誓書を提出し、相当な嫌疑があるかが判断される(同(2))。それによって、差押令状が発付され、それに基づいてドメイン名の権限と権利が合衆国政府に移転するものとされ、差押えがなされる

# ドメイン差押え その2

- 「我々のサイトの差押作戦 (Operation Seizing Our Sites)」
  - 知的財産権保護のための米国政府による一連の活動
  - 2010年6月に始まった活動
  - 2012年4月に至るまでに、758のドメイン名が差押 (2012年4月の司法省のサイトにおけるプレスリリース)
  - 2014年10月の段階で5000弱のドメインが差し押さえられている

# SOPAをめぐる争い

- Stop Online Piracy Act (SOPA)
  - 2011年10月に共同提案
  - 第1編「オンライン海賊行為対策 (COMBATING ONLINE PIRACY)」
    - 司法長官が、著作権侵害行為を可能にし、又は助長する外国インターネットサイトに対して、合理的な手段を行う種々の裁判所命令を請求することができる(102条)
      - アクセス遮断を要求／ハイパーリンクを禁止／決済サービスの提供を禁止／広告サービスの提供を禁止
    - 権利者は、有資格原告からの通知に基づいて決済プロバイダ及び広告サービスに対して、上記の行為をなすものとされる(103条)ほか
  - 第2編「知的財産権窃取に対する追加対応 (ADDITIONAL ENHANCEMENTS TO COMBAT INTELLECTUAL PROPERTY THEFT)」
- 結局、審議は、取りやめになった。

# 米国におけるISPと著作権者のメモランダム

- 著作権者団体とISP との間のメモランダム (2011年6月)
  - ①Center for Copyright Information (CCI) を設立すること
  - ②同教育プログラムの開始
  - ③オンライン著作権侵害防止のための方策の実施など



# 日本への示唆

- 脅迫電報事件の射程は狭いのではないか
  - 実際に、「特定電気通信」は、不特定多数に権利侵害を引き起こす
- プロバイダ責任制限法における特定電気通信役務提供者が現実の悪意の場合における権限と責任についての議論は、十分なのか
  - ドイツは、情報の削除と裁判所による救済(損害賠償は認めず)
- 比例原則に関するドイツの議論は、十分に示唆的である。また、英国のNewsbin判決の議論も同様
  - 権利者について、調査義務を尽くすことを求めるべきであろう。
  - 海外である事情をどう考慮するのか／法的な位置づけはどうか。
- 非常に重要な問題が、十分な比較法の情報が提供されていないうちに決定されるというのは、日本を嘆くべきなのか／私たちが自戒すべきなのか

# 検討されるべき論点(追加スライド)

論点	現状(?)	考えるべき事項
憲法規定の適用について	趣旨を普遍させて適用(?)	21条2項と事業法の関係の整理
一般的なモニタリング義務の存否	存在しない	存在しない
相当な注意義務論一般	存在しない	特定電気通信においては、具体的な悪意時においては、別ではないか？
具体的な悪意時における結果発生回避の権利	N/A	ホストプロバイダは、回避の権利があり、義務を負う/アクセス(導管)プロバイダには、バランスのなかで、権利と義務があるのではないか
ブロッキングを裁判によって命じる場合の命じ方	N/A	個別・具体的な侵害の特定が必要・その一方で、手法については、プロバイダの裁量を認めるべき、また、権利者への透明性も必要
ブロッキングにかかる費用の負担の問題	N/A	ブロッキングにかかる費用の項目化/英国法の規定が参考になる/経済分析の必要性

# 最後に

- 総務省宛の報告書を作成しましたチームで、2018年段階の「インターネット媒介者と著作権に基づくブロッキングの許容性」に関する報告書を作成したいと思います。
- 関係者で、公共政策にかかわる部署等で、共同報告等を希望する方／もしくはサポンサーになってもいいと考えている方
- 連絡は、[ikuo\[atmark\]itresearchart.biz](mailto:ikuo[atmark]itresearchart.biz)まで